

○松山市高齢者等優待割引入浴事業実施要綱

令和元年9月26日

要綱第13号

改正 令和2年3月31日要綱第26号

令和5年3月23日要綱第12号

令和8年3月25日要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び障がい者に対し、提示することで公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条の公衆浴場をいう。次条において同じ。）の入浴料が割引となる優待割引入浴証（以下「入浴証」という。）を交付することにより、高齢者及び障がい者の外出機会を創出するとともに、疲れた体を癒し、生活意欲の向上及び健康保持を図り、社会福祉の増進に資することを目的として市が実施する事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象公衆浴場)

第2条 事業の対象とする公衆浴場（以下「対象公衆浴場」という。）は、愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合松山支部に加盟する公衆浴場及び松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）第3条に規定する椿の湯とする。

(交付対象者)

第3条 入浴証の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 満65歳以上の者

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（前号に掲げる者を除く。）

(申込み)

第4条 入浴証の交付を受けようとする交付対象者は、市長が別に定める申込書により、市長に申し込むものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、これを審査し、適当と認めた

ときは入浴証を交付し、不相当と認めたときは入浴証を不交付とした理由を文書で通知するものとする。

2 入浴証の交付は、同一年度分において、交付対象者1人につき1回限りとする。

(入浴証)

第6条 入浴証は、市長が別に定める枚数のシールを貼付して交付するものとする。

2 入浴証は、前条第1項の規定により入浴証の交付を受けた交付対象者（以下「利用者」という。）に限り、使用することができる。

3 入浴証の紛失等による再発行は、原則として行わないものとする。

(利用方法)

第7条 利用者は、入浴証を対象公衆浴場に提示し、入浴証に貼付されているシール1枚につき1回入浴することができる。この場合において、利用者は、1回の入浴につき対象公衆浴場の入浴料から、大人（12歳以上の者をいう。）にあつては250円を控除した額を、小人（12歳未満の者をいう。）にあつては100円（入浴料が100円に満たない場合は、その入浴料を限度とする。）を控除した額を対象公衆浴場に支払うものとする。

2 前項の場合において、対象公衆浴場は、当該利用者の入浴証に貼付されているシールを収集するものとする。

(有効期間)

第8条 入浴証の有効期間は、交付の日から当該日の属する年度の末日まで（交付の日の属する年度の翌年度の入浴証を交付する場合にあつては、当該翌年度の期間）とする。

(経費の請求等)

第9条 対象公衆浴場は、別に市長と締結した事業に係る契約に規定する方法に従い、利用者から収集したシールに基づき、必要な経費を市長へ請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、当該対象公衆浴場と締結した事業に係る契約に規定する単価にシールの使用枚数を乗じて得た額を対象公衆浴場に支払うものとする。

(禁止行為)

第10条 利用者は、交付された入浴証又は当該入浴証に貼付されているシールを他の者に譲渡し、又は売買してはならない。

(入浴証の返還)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入浴証の交付を取り消し、交付済みの入浴証及び当該入浴証に貼付されているシールの未使用分を返還させるものとする。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により入浴証の交付を受けたとき。

(3) 転出その他の事由により交付対象者の要件を欠くこととなったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日要綱第26号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月23日要綱第12号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（椿の湯の利用者に対する控除額に係る特例）

2 令和5年4月1日から同月30日までの間、対象公衆浴場のうち椿の湯の利用者に係るこの要綱による改正後の第7条第1項の規定の適用については、同項中「220円」とあるのは、「200円」とする。

付 則（令和8年3月25日要綱第27号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（椿の湯の利用者に対する割引額に係る特例）

2 令和8年4月1日から同月30日までの間、対象公衆浴場のうち椿の湯の利用者に係るこの要綱による改正後の第7条第1項の規定の適用については、同項中「250円」とあるのは「220円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。